

ID: 699

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 防災安全課

処分の概要	救護費用の納付命令		
法令名 根拠条項	水難救護法 第15条第2項		
法令番号	明治32年法律第95号		
【根拠条文】 第15条 ②市町村長ハ救護費用ノ金額ヲ船長ニ告知シ期間ヲ定メテ之ヲ納付セシムヘシ 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日